

改正

平成20年3月31日告示第64号

平成23年3月31日告示第41号

平成25年8月30日告示第102号の2

平成28年3月31日告示第42号

平成30年3月26日告示第15号

令和2年3月31日告示第44号

庄原市森づくり事業推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、森林の持つ環境の保全、水源のかん養等の公益的機能を持続的に発揮させるため、ひろしまの森づくり県民税を財源とした庄原市森づくり事業（以下「事業」という。）の推進を図り、併せて事業計画の内容検討及び事業実施後の評価を行うため、庄原市森づくり事業推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の事項について協議する。

- (1) 事業計画の内容に関すること。
- (2) 事業の推進及び評価に関すること。
- (3) その他事業の目的を達成するため必要な事項

(組織等)

第3条 委員会は、委員25人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 森林関係者
- (2) 市民団体関係者
- (3) 学識経験を有する者
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、委員が欠けたときの後任委員又は増員委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により、これを定める。

3 委員長は、委員会を総理し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 会議は、在任委員の過半数以上の出席をもって開くものとする。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

4 議事は、出席委員の過半数をもって決するものとし、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(参与)

第8条 委員会に参与を置くことができる。

2 参与は県の出先機関の長等とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、企画振興部林業振興課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成20年3月31日告示第64号)

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月31日告示第41号)

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年8月30日告示第102号の2)

この告示は、平成25年9月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月31日告示第42号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月26日告示第15号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月31日告示第44号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。